## 認可外保育施設指導監督基準自主点検表

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

令和6年9月作成

※ この自主点検表は、令和6年10月以降開設の施設が県の立入調査までの間、保育の無償化に適した施設であるか確認するためのものです。

保育の無償化を受けるためには、指導監督基準のすべての項目を満たす必要があります。 自主点検表において指導監督基準の項目を満たせない場合は、県の立入調査 後に交付する【認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書】が交付されるまで の間、保育の無償化は受けられませんのでご留意ください。

- ※ 自主点検表は、認可外保育施設設置届とともにご提出ください。
- ※ 消えるボールペンや鉛筆の使用不可

施設名									
 設置者									
管理者									
点検日									
		年	F	<b></b>	日				
点検者(	氏名、職	线名)							
電話番号	<u></u>								
メールア	'ドレス								
事業開始	台(児童多	<del></del> 受入)予定	 E日						
		年	Ę	₹	日				
月極登録児童(予定)数									
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		

## 届出保育施設立入調査に係る自主点検表 (1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

新規施設用

※ 新規開設施設で、自主点検の時点に確認できない年2回の定期健康診断や定期的な避難訓練等の継続的な実施項目については、実施計画等が作成されていることで基準を満たしているものとします。また、保育日誌や児童の健康状態を記録した書類等、自主点検の時点で作成されていないものについては、様式が準備されていることで基準を満たしているものとします。

114 344				自己チェック		指導監督基準を	
指 導 基 準	調査事項	調査内容		旨導監督基準を 		「満たしていない」 と判断する基準	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			満たす	満たさない	該当なし	C MAI ) OZP	
	【保育に従事する者の数】  下記に従って算出される、乳幼児の数に対する保育に従事する者の必要数の配置を確認します。  ○ 乳児 ・0歳児 ・3人につき1人以上 ○ 幼児 ・1,2歳児 →6人につき1人以上 ・3歳児 →20人につき1人以上 ・4歳児以上 ・30人につき1人以上	月極利用登録者数に対し保育に従事 する者の必要数を確保しています か。				主たる開所時間において、月極めの利 用契約を行っている乳幼児数に対して保 育に従事する者が不足している。	
者	※ 「乳幼児」:乳児及び幼児の総称						  【保育従事者数】  ・出勤簿
及び資格	《必要数の算出方法》 乳幼児の年齢別児童数に小数点の1桁目(小数点2桁以下切捨て)までを算出し、その合計の法数(小数点1桁)を四捨五入した数となる。 《保育に従事する者の必要数となる。 《保育に従事する者の必要数ある。常勤職員数を満たす必要がある。常勤職員数にそれぞれの勤務をでの他の職員別にそれぞれの勤務の合計」を「8時間」で除した数となる。	時間預かり(一時預かり)がある場合は、月極めの利用登録を行っている乳幼児数に、時間預かりの登録乳幼児数を加えた乳幼児数に対する保育に従事する者の必要数を確保していますか。 常時、保育に従事する者が、複数				主たる開所時間において、月極めの利 用契約を行っている乳幼児と時間預かり (一時預かり)の乳幼児を合わせた人数 に対して保育に従事する者が不足してい る。	・山野海 (タイムカード、電子出勤簿など) 【乳幼児数】 ・利用児童の名簿 ・利用児童の出席 海 ・利用契約書
	外した数となる。	配置されていますか。 また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置していますか。			_	乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が一人勤務の時間帯がある。 ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除く。	
	【保育に従事する者の有資格者数】 有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1以上の配置されていることを確認します。	月極めの利用登録を行っている乳 幼児数に対する保育に従事する者の うち、有資格者は3分の1(保育に 従事する者が2人以下の場合は1 人)以上いますか。				有資格者が不足している。	・保育士証等の資
	≪有資格者の考え方≫ 有資格者は、保育士又は看護師 (准看護師を含む。以下同じ。) の資格を有する者をいう。 幼稚園教諭のみ有している者は資 格者に含まない。	総乳幼児数に対する保育に従事す る者のうち、有資格者は3分の1以 上いますか。				有資格者が不足している。	格証の写し・職員名簿
	【保育士の名称】	保育士でない者を保育士又は保 母、保父等これに紛らわしい名称で の使用していませんか。			_	紛らわしい名称での使用が認められ る。	・保育士証等の資格証の写し ・施設案内 (入園のしおりなど)

				自己チェック		指導監督基準を	
指導基準	調査事項	調査内容	‡	旨導監督基準を		「満たしていない」	調査時に確認する <u>主な資料</u>
本 于			満たす	満たさない	該当なし	と判断する基準	<u>= 6211</u>
2 保 育	【保育室の面積】 保育室の面積は、入所乳幼児1 人当たり1.65㎡以上の確保が 必要です。	月極めの利用契約を行っている乳 幼児数についての1人当たりの面積 は確保されていますか。			_	保育室の面積が不足している。	【施設規模】 ・施設の構造が分 かる書類 (平面図など)
室等の構	≪保育室の面積の考え方≫ 当該保育施設において、保育室 として使用している部屋の面積で す。 <u>調理室や便所、浴室等は含まれ</u> ません。	月極めの契約及び時間預かり(一時預かり)の乳幼児の人数に対して、1人当たりの面積を確保していますか。			_	保育室の面積は不足している。	【乳幼児数】 ・利用児童の名簿 ・出席簿 ・利用契約書
造設備	【調理室の有無】				_	調理室(施設外調理等の場合にあって は必要な調理機能)がない。	
及び	≪調理室の考え方≫ 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有することが求められます。	<ul><li>調理室は、当該施設内にあって専用のものですか。</li></ul>			_	調理室が、乳幼児が保育室から簡単に 立ち入ることができないよう区画等され ている状態にない。	・施設の構造が分 かる書類 (平面図など)
積	※調理機能のみを有している場合であっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態であること	・又は、施設外共同使用であるが、 必要な時に利用できますか。			_	区画はあるが、扉が占められていない 等運用面が不適切である。	(平面図など)
	が求められます。				l	衛生的な状態が保たれていない。	
	【おおむね1歳未満児とその他の 幼児の保育場所とが区画されかつ 安全性が確保】	おおむね1歳未満児の保育を行う 場所とその他の幼児の保育を行う場 所は、別の部屋であることが望まし いが、部屋を別にできない場合は、 明確な段差やベビーフェンス、ベ				区画していない。 (保育場所が別の部屋にない、又はベ ビーフェンス、ベビーベッド等の区画が ない。)	・施設の構造が分かる書類
		ビーベッド等で区画していますか。				区画が不十分。 (ベビーフェンス等があっても、十分活 用されていない。)	がら音類 (平面図など)
	【保育室の採光及び換気の確保、 安全性の確保】	採光を確保していますか。 建築基準法第28条 第1項及び建築基準法 施行令第19条の規定 (認可保育所の保育 室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部積が床面積が床面積 の5分の1以上であることが望ましい。				窓等の採光に有効な開口部がない。	
		換気を確保していますか。  建築基準法第28条 第2項の規定(居室の 換気)に準じ、窓等 換気に有効な開口部 の面積が床面積の2 0分の1以上である か、これに相当する 換気設備があること が望ましい。			_	窓等の換気に有効な開口部がない。	※目視、聞き取り により確認
		乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていませんか。			—	同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳 幼児を寝かせることがある。	

				自己チェック		指導監督基準を	-m-+-n-+)
指導基準	調査事項	調査内容	指	6導監督基準を	<u> </u>	「満たしていない」	調査時に確認する <u>主な資料</u>
卒 毕			満たす	満たさない	該当なし	と判断する基準	<u>エは貝科</u> 
2 保育	【便 所】	① 便所用の手洗い設備が設けられて			_	便所用の手洗設備が設けられていな い。	
育室等の構造設	1 便所の手洗い設備 便所と保育室及び調理室との区 画、便所の安全な使用の確保が必 要となります。	いるだけでなく、衛生的に管理して いますか。 ②			_	手洗設備が不衛生。 (十分に清掃がなされていない、石けん がない など)	
設備及び面積		便所は、幼児が安全に使用するの に適当なものですか。				便所が、保育室及び調理室と区画して いない。	・施設の構造が分かる書類
124		③ 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がありませんか。			—	便所が不衛生。 (十分に清掃がなされていない。)	(平面図など)
	2 便器の数	便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上ありますか。 ※特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。			_	基準より便器の数が大きく不足してい る。	
3	【 <b>消火用具の設置】</b> 消火用具=消火器	消火用具を設置していますか。			_	消火用具がない又は消火用具の機能が 失効している。	※目視、聞き取り
非		職員が消火用具の設置場所及びそ の使用方法を知っていますか。				消火用具の設置場所等について、周知 していない。	により確認
常災害に対	【非常口の設置】	非常口(玄関とは別の勝手口など)は、火災等非常時に利用乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置していますか。 ※2階以上の施設については、指導基準第4により評価を行うものとする。			_	保育室を1階に設けているが、適切な 退避用経路がない。	・施設の構造が分 かる書類 (平面図など)
す る 	【非常災害に対する具体的計画 (消防計画)の策定】	【30人以上の施設】 具体的計画=消防計画が適正に作成し届出を行っていますか。			_	【30人以上の施設】 具体的計画(消防計画)を作成、届出 をしていない。	
措置	≪消防計画≫ 消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務があります。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望まれます。	【30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応 の具体的内容及び手順、保育施設の 職員の役割分担等が記された計画を 策定していますか。 ※消防計画が作成されている場合 は、消防計画で可。				【30人未満の施設】 具体的計画を作成していない。	・消防計画
	≪消防計画の変更≫ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出が必要です。 ≪防火管理者の選任、届出≫ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、3 0人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければなりません。30人未満の施設であったも乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望まれます。	防火管理者の選任、届出を行って いますか。				30人以上の施設であって防火管理者 の選任、届出をしていない。	・消防署への届出書
	【避難消火等の訓練の毎月1回以 上の実施】 ≪訓練内容≫	訓練は、毎月定期的に行う体制を 整備していますか。 また安全計画等で計画を策定して			_	訓練を実施する体制を整備していない。	・避難訓練等の実
	訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とします。					訓練の計画を策定していない。	施を記録した書類
		<u>l</u>			ĺ	<u> </u>	

116 346					自己チェック		指導監督基準を	
指導基準	調査事項	Ē	調 査 内 容	指	6導監督基準を	-	「満たしていない」と判断する基準	調査時に確認する <u>主な資料</u>
				満たす	満たさない	該当なし	と刊例りの基準	
4 保 育	【保育室が2階の場合の条件】	は通行する	の他乳幼児が出入りし又 場所に、乳幼児の転落事 る設備を備えています				転落防止設備がない。	
[室を2階以上に設ける場合の条件		又はおいた は なお は なお は な お は な お は ま か い れ は が い 規 避 ず こ に な く な な が い 規 避 こ に な く な よ 消 き は な と が い 規 避 る と が い 規 避 る と が い 規 避 る と が い 規 避 る と が い 規 避 る と が い 規 避 る と が い 規 避 る と が い 規 避 る と か い れ は か い れ は か い れ は か い れ は か い れ は か い れ は か い れ は か い れ は か い れ は れ は	物若しくは準耐火建築物 の避難に適した構造の 設備(下表参照)のいず ででますか。 一章室を2階に設ける建物 ででではも でではも がでで、 は がでは は に に に に に で に に で に で に で に で に で に				下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施をしていない。  イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準本のを除く。)であるか。  ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に掲げるありに限る。)がそれぞれ1以上設けられているか。	・施設の構造が分 かる書類 (平面図など)
		常用	① 屋内階段					
		币用	② 屋外階段					
			① 建築基準法施行令第	123条第	1項に規定す	る構造の屋	内避難階段	
			又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段					
		避難用	② 退避上有効なバルコ					
			③ 建築基準法第2条第		規定する準耐	火構造の屋	外傾斜路	
			又はこれに準ずる設備					
			④ 屋外階段					

114 334					自己チェック		指導監督基準を	
指導基準	調査事項	調	査 内 容	‡	旨導監督基準を	<b>&gt;</b>	「満たしていない」	調査時に確認する <u>主な資料</u>
				満たす	満たさない	該当なし	と判断する基準	
4 保	【保育室が3階の場合の条件】	耐火建築物	ですか。				建築基準法第2条第9号の2に規定す る耐火建築物ではない(準耐火建築物は 不可)。	
育室を			難に適した構造の施設 表参照)があります				下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄 に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に 適した構造のものに限る。)がそれぞれ 1以上設けていない。	
2 階 以			建築基準法施行令第 又は同条第3項に規定 屋外階段		, ,		<b>人</b> 内避難階段	
上に設け		避難用②	建築基準法施行令第 又は同条第3項に規定 建築基準法第2条第 又はこれに準ずる設備 屋外階段	する構造の	屋内特別避難	階段		
る場合		(上表参照)	た構造の施設又は設備 は保育室の各部分から m以内にありますか。				避難に適した構造の施設又は設備は保育士の各部分から歩行距離30m以内にない。	
1 の条件		が防火戸です ※ダンパーの空気を 非出置のこと。	ボイラーなどの煙道や 気通路に設けて、煙の の流量を調節するため 。				以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室 保育施設の調理室以外の部分と調理室 と建築基準法第2条第7号に規定する所定 第112条第1項に規定する特定の設備の 第112条第1項に展房又は一次 第112条第1項に展房での設備の で区が、出て、 で区が、出て、 で区が、よれに、 で区が、よれに、 ででは、	・施設の構造が分 かる書類 (平面図など)
			壁及び天井の室内に面 上げを不燃材料でして				不燃材料でしていない。	
		   保育室その <sup>-</sup>	他乳幼児が出入りし、				転落防止設備がない。	
		又は通行する	場所に、乳幼児の転落 る設備が設けられてい				転落防止設備が活用されていない等運 用面で注意を要する事項がある。	
			具又は非常警報設備及 の通報設備(電話で すか。				設備がない。	
			 具:警鐘、携帯用拡声 備:非常ベル、自動式 <sup>、</sup>					
		カーテン、	敷物、建具等で可燃性 て防炎処理されていま				防炎処理されていない。 ※防炎物品の表示にも努めてください。	
					İ		I	l .

114 336					自己チェック		指導監督基準を	
指導基準	調査事項	Ē	澗 査 内 容	4	<b>省導監督基準を</b>	-	「満たしていない」	調査時に確認する <u>主な資料</u>
				満たす	満たさない	該当なし	と判断する基準	
4	【保育室が4階以上の場合の条件】	耐火建築	物ですか。				建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない (準耐火建築物は不可)。	
保育室			避難に適した構造の施設 下表参照)があります				下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ 1以上設けていない。	
を 2		常用	① 建築基準法施行令第 又は同条第3項に規定	する構造の	屋内特別避難	階段		
階			② 建築基準法施行令第	, , , ,	, ,			
以 上			<ul><li>① 建築基準法施行令第 又は同条第3項に規定 1項の場合においては</li></ul>	する構造の	屋内特別避難	階段(たた	し、同条第	
ı			が設けられている階ま	での部分に	.限り、屋内と	階段室とは	<ol> <li>バルコニ</li> </ol>	
		避難用	ー又は付室(階段室が	同条第3項	〔第2号に規定	する構造を	有する場合	
設		XEE/(III/ 14	を除き、同号に規定す					
け			ることとし、かつ、同	条第3項第	3号、第4号	及び第10	号を満たす	
る			ものとする。)		· ) ->	· 무시//	1.06	
場			② 建築基準法第2条第					
合			③ 建築基準法施行令第	123余束	52頃に規定す   	る 構造の産	外避難階段 	-
Ø		(上表参照	した構造の施設又は設備 )は保育室の各部分から 0m以内にありますか。				避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にない。	
<b>条</b>			床又は壁が耐火構造で戸					
件			すか。 ・; ボイラーなどの煙道や 空気通路に設けて、煙の				以下に掲げる施設又は設備のうち該当す るものが一つもない。	・施設の構造が分
			気の流量を調節するため				① 保育施設の調理室以外の部分と調理室 を建築基準法第2条第7号に規定する耐火 構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令 第112条第1項に規定する特定防火設備 で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風 道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又 はこれに接近する部分に防火上有効にダン パーが設けられている。	・ 地蔵の構造が分 かる書類 (平面図など)
							② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。	
							③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	
			の壁及び天井の室内に面 仕上げを不燃材料でして				不燃材料でしていない。	
			の他乳幼児が出入りし、 る場所に、乳幼児の転落				転落防止設備がない。	
			る場所に、乳幼児の転落する設備が設けられてい				転落防止設備が活用されていない等運 用面で注意を要する事項がある。	
			器具又は非常警報設備及  への通報設備(電話で ますか。				設備がない。	
			器具:警鐘、携帯用拡声 設備:非常ベル、自動式					
			、敷物、建具等で可燃性 いて防炎処理されていま				防炎処理されていない。 ※防炎物品の表示にも努めてください。	
		•			1	ı		•

114 336				自己チェック		指導監督基準を	
指導基準	調査事項	調査内容	į	指導監督基準を	2	「満たしていない」	調査時に確認する <u>主な資料</u>
本 千			満たす	満たさない	該当なし	と判断する基準	<u>工分具作</u>
	【保育の内容】 ※保育所保育指針(平成29年厚 生労働省告示第117号)を踏ま	乳幼児一人一人の心身の発育や発 達の状況を把握し、保育内容を工夫 していますか。			_	左欄、調査内容の(A)~(C)の事 項のうち、いずれかを満たしていない。	
育内容	えた適切な保育を行う必要があります。	(A): (a) ~ (d) 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行していますか。					
		<u>(a)</u> カリキュラムが、乳幼児の 日々の生活リズムに沿って設定され ていますか。			_	デイリープログラム等を作成していな い。	
		(b) 必要に応じ利用乳幼児に入浴 又は清拭をし、身体の清潔が保たれ ていますか。			_	身体が汚れたときの処置が不適当。	
		<u>(c)</u> 沐浴、外気浴、遊び、運動、 睡眠等に配慮していますか。			—	屋外遊戯の機会が適切に確保していな い。 (幼児)	・保育計画 (年間計画、月 案、デイリープロ グラムなど)
		<u>(d)</u> 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保していますか。			—	外気浴の機会が適切に確保していな い。 (乳児)	・保育日誌
		(B) 漫然と乳幼児にテレビを見せ続け るなど、乳幼児への関わりが少ない			—	テレビやビデオを見せ続けている。	
		「放任的」な保育になっていませんか。			_	一人一人の乳幼児に対してきめ細かく かつ相互応答的にかかわっていない。	
		(C) 必要な遊具、保育用品等が備えら			_	遊具がない。	
		れていますか。 ※テレビは含まない。 ※必要な遊具、保育用品等 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居な			_	遊具はあるが、年齢に応じた玩具が備 えられていない、衛生面に問題がある等 の改善を要する点がある。	
						大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。	
	【保育に従事する者の保育姿勢 等】 ① 保育に従事する者の人間性と 専門性の向上	乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢ですか。 特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められます。 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めていますか。			_	施設内研修の機会を設けるなど、保育 に従事する者の質の向上に努めていな い。	・研修の実施記録 ・研修に用いた資料 ・研修に参加した 記録 (出張命令・復
	② 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人権を辱めることがないなど、 乳幼児の人権に十分配慮がなされていますか。				・配慮に欠けている。 (例) ・しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 ・いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。 等 ・職員による乳幼児への不適切保育、虐待を防止するための取組みを行っていない。	命、参加を証する 書類など) ・苦情等の記録 ・虐待マニュアル

114 234				自己チェック		指導監督基準を	
指導基準	調査事項	調査内容	指	<b>盲導監督基準を</b>	<u>-</u>	「満たしていない」	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			満たす	満たさない	該当なし	と判断する基準	
	③ 児童相談所等の専門的機関と の連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられていますか。 ※虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れがみられる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連携に努めること。			_	虐待等不適切な養育が疑われる場合 に専門的機関への通報等が行われていない。 その体制が整備されていない。	・関係機関の連絡 先を記録した書類 ※関係機関とは 消防署、病院、 児童相談所など
	【保護者との連絡等】  ① 保護者と密接な連絡を取り、 その意向を考慮した保育の実施	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡していますか。			_	可能な限り、保護者と密接な関係を取 ることに心がけていない。	・連絡帳 ・保護者の連絡先 を記録した書類 ・関係機関の連絡
	② 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにしていますか。 ※消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。			_	保護者の緊急連絡表を整備していな い。	先を記録した書類 ※関係機関とは 消防署、病院、 児童相談所など
	③ 保育室の見学	保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応していますか。			_	保護者等からの要望があった場合に、 乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障 のない範囲であっても、これらの要望に 適切に対応していない。	※目視、聞き取り により確認

14. 144				自己チェック		指導監督基準を	
指導基準	調査事項	調査内容	‡	指導監督基準 <i>を</i>		「満たしていない」	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			満たす	満たさない	該当なし	と判断する基準	
6	【衛生管理の状況】   	食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用していますか。 また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌していますか。				使用するごとによく洗っていない。 十分な殺菌又は滅菌を行っていない。	
食	適切な衛生管理	調理室が清潔に保たれていますか。 調理方法は衛生的ですか。			—	汚れている。残飯等を放置している。	
	調理室に備えている設備を記入	配膳は衛生的ですか。			_	不適切な事項がある。	※目視、聞き取り により確認
		食事時、食器類や哺乳ビンは、乳 幼児や保育に従事する者の間で共用 されていませんか。			_	十分な消毒がなされずに共用されるこ とがある。	
		原材料、調理済み食品(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。)について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措置を講じていますか。			_	冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品 の保存に関し、不適切な事項がある。	
	【食事内容等の状況】  ① 乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。) 等に配慮した食事内容	乳児の食事を幼児の食事と区別して実施していますか。 健康状況(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容ですか。			_	配慮されていない。	
		[市販の弁当等の場合] 乳幼児に適した内容ですか。				配慮されていない。	・献立表 ・給食に関する記 録
		乳児にミルクを与えた場合は、 ゲップをさせるなどの授乳後の処置 を行っていますか。 また、離乳食摂取後の乳児につい ても食事後の状況に注意を払ってい ますか。				乳児に対する配慮が適切に行われてい ない。	(給食日誌など) ・保護者への給食 内容を連絡した書 類 (給食だよりな ど)
	② 献立に従った調理	食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まる変化のなる献立により、一定期				献立を作成していない。	
		まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理を行っていますか。				献立に従った調理が適切に行われていないことがある。	

				自己チェック		指導監督基準を	
指導基準	調査事項	調査内容	‡	<b>肯</b> 導監督基準を	<u>}</u>	「満たしていない」	調査時に確認する <u>主な資料</u>
本 十			満たす	満たさない	該当なし	と判断する基準	<u>工分页作</u>
7	【乳幼児の健康状態の観察】 登園、降園の際、乳幼児一人一	登園の際、健康状態の観察及び、 保護者からの乳幼児の報告を受けて いますか。			_	十分な観察を行っていない。	
健康	人の健康状態の観察	※体温、排便、食事、睡眠、表情、 皮膚の異常の有無、機嫌等			_	保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	・連絡帳・健康状態を記録した書類
管理		降園の際、登園時と同様の健康状 **の知覧など、アンキャカ				十分な観察を行っていない。	・与薬に関する書 類 (与薬依頼票な ど)
· 安		態の観察を行っていますか。 保護者へ乳幼児の状態を報告していますか。			_	注意が必要である場合において保護者 等にその旨を報告していない。	
	【乳幼児の発育チェック】 ※定期的な利用のない乳幼児は対	身長や体重の測定など、基本的な 発育チェックを毎月定期的に行って				基本的な発育チェックを全く行っていない。	・身長・体重等の 発育状況を記録し
保	象外	いますか。				基本的な発育チェックを毎月行ってい ない。	た書類
	【乳幼児の健康診断】 継続して保育している乳幼児の 健康診断を利用開始時及び1年に 2回、学校保健安全法に規定する 健康診断に準じて実施	乳幼児の健康状態の確認のため、 利用児の健康診断は、なるべく利用 決定前に実施し、未実施の場合は利 用開始後直ちに行っていますか。				利用開始時に実施していない。 ただし、保護者からの健康診断結果の 提出がある場合等は、これにより利用開 始時の健康診断がなされたものとみなし てよい。	
	※定期的な利用のない乳幼児は対 象外	1年に2回の健康診断を実施する 体制を整備していますか。(おおむ				全く体制が整備されていない。	・健康診断受診項 目一覧 ・健康診断書又は
	※自主点検表(新規施設用)別紙 も記入し提出	ね6月毎に実施) ※施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母				1年に1回しか体制が整備されていな い。	母子健康手帳の写 し ・健康診断の状況
		子健康手帳の写しの提出を受けること。				健康診断の内容が不十分又は記録に不 備がある。	を記録した書類(児童台帳など)・利用者に対し健康となる。
		利用開始後の乳幼児の体質、かか りつけ医の確認、緊急時に備えた保 育施設付近の病院関係の一覧を作成			—	緊急時に備えた保育所付近の病院関係 の一覧が未作成。	内した書類
		し、全ての保育に従事する者への周知を行っていますか。				職員への周知状況の不徹底当対応が不 十分。	
	【職員の健康診断】	職員の健康診断を労働安全衛生法 に基づく労働安全衛生規則に基づき 採用時及び1年に1回実施していま すか。			_	採用時の健康診断を実施していない。	・健康診断書
		調理・調乳に携わる職員には、お			_	1年に1回実施する体制が整備されていない。	・検便の結果を記録した書類
		調性・調和に誘わる職員には、おおむね月1回検便を実施する体制を整備していますか。				おおむね月1回の検便が実施できる状 況にない。	
	【医薬品等の整備】	必要な医薬品その他の医療品が備 えられていますか。 [最低必要なもの] 体温計、水まくら等、消毒薬、絆 創膏類			_	最低必要な医薬品、医療品がない。	※目視、聞き取り により確認
	【感染症への対応】	感染症にかかっていることがわ かった乳幼児及び感染症の疑いがあ る乳幼児については、かかりつけ医 の指示に従うよう保護者に指示して いますか。			_	対応が適切ではない。	
	V`  ₹	いますか。 再登園時には、かかりつけ医との やりとりを記載した書面等の提出な どについて、保護者の理解と協力を 求めていますか。				治癒の判断をもっぱら保護者に委ねて いる。	・かかりつけ医と のやりとりを記載 した書類 ・治癒証明書の書 式
		歯ブラシ、コップ、タオル、ハン カチなどは、一人一人のものが準備 されていますか。				洗浄、洗濯等を行わないまま共有して いる。	

				自己チェック		指導監督基準を	
指導基準	調査事項	調査内容	‡	<b>旨導監督基準を</b>	•	「満たしていない」	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			満たす	満たさない	該当なし	と判断する基準	= • × · · ·
7 健	【乳幼児突然死症候群の予防】 ※三重県推奨時間	睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していますか。			_	保育室に職員が在室していないなど、 乳幼児突然死症候群に対する注意を払っ ていない。	
康管理・安全確	乳児、1歳児…5分おき 2歳児〜就学前…10分おき	乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせていますか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であることから、うつぶせ寝を行う場合は入所(利用開始)時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。				乳幼児突然死症候群に対する注意が不 足している。	・午睡チェックを 行った記録簿
保		保育室では禁煙を厳守しています か。				保育室内で禁煙している。	
	【安全確保】				_	安全計画が策定されていない。	
		施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定していますか。また、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施していますか。				・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。 (例)ピアノ、空気清浄機、棚の上の文具等の転倒・落下防止策が取られていない。 ・施設外の移動経路の安全確認や、職員間で安全対策の共通認識を持っていない。	・安全計画 ・安全計画 ・安全計画に定 ・安全計画に対 ので を を を を を を を を を を を を を を を を を を
		CV-A y N-0				<ul><li>※※車両での送迎を行っている場合※※</li><li>・送迎マニュアルがない。</li></ul>	・児童の所在確認 の方法が分かる書 類 ・損害賠償保険の 加入を証明する書
	受講した研修や予定している研修を記入	職員に対し、安全計画について周 知していますか。また、安全計画に				職員に対し、安全計画について周知されていない。	類 ・事故を防止する ための対策が分か る書類
	年 月 日	定める研修及び訓練を定期的に実施 していますか。 その体制が整備されていますか。				安全計画に定める研修及び訓練が定期 的に実施されていない。 体制が整備されていない。	
	年 月 日 ・ - 年 月 日 ・	保護者に対し、安全計画に基づく 取組の内容等について周知していま すか。				保護者に対し、安全計画に基づく取組 の内容等について周知されていない。	
	年月日	事故防止の観点から、その施設内 の危険な場所、設備等に対して適切 な安全管理を図っていますか。				施設内の危険な場所、設備等への囲障 の設置がない。	
		プール活動や水遊びを行う場合 は、監視体制の空白が生じないよ う、専ら監視を行う者とプール指導 等を行う者を分けて配置し、その役 割分担を明確にしていますか。				専ら監視を行う者とプール指導等を行 う者を分けて配置していない。	
		児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応していますか。				誤嚥等による窒息のリスクとなるもの を除去することや、食物アレルギーのあ る子どもに配慮した食事の提供を行って いない。	
		窒息の可能性のある玩具、小物等 が不用意に保育環境下に置かれてい ないかなどについて、保育室内及び 園庭内の点検を定期的に実施してい ますか。				定期的な点検が行われていない。	
		不審者の立入防止などの対策や緊 急時における乳幼児の安全を確保す				囲障はあるが、施錠等が不十分。	

指導基準	調査事項	調査内容	自己チェック	指導監督基準を 「満たしていない」 と判断する基準	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			指導監督基準を		
			満たす 満たさない 該当なし		
		る体制を登備していますが。			

114 234			自己チェック			指導監督基準を	
指導基準	調査事項調査内容		指導監督基準を		2	「満たしていない」	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			満たす	満たさない	該当なし	と判断する基準	
7 健康管理・宍	【安全確保】	児童の施設外での活動、取組等の ための移動その他の児童の移動のた めに自動車を運行するときは、児童 の乗車及び降車の際に、点呼その他 の児童の所在を確実に把握すること ができる方法により、児童の所在を 確認していますか。				点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	
安全確保		児童の送迎を目的とした自動車 (運転者席及びこれと並列の座席並 びにこれらより一つ後方に備えられ た前向きの座席以外の座席をあしないものその他利用の態様を勘と同程度に児童の見るとのおると同程度に認められるとのおるとのをは、当該自動車にブザーその他の東面の見落としを防止するともとした。) を行っていますか。				当該自動車にブザーその他の車内の児 童の見落としを防止する装置が備えられ ていない。 児童の降車の際の確認にあたり、当該 装置を用いていない。	(追加資料) 【車両での送迎を 行っている場合】 ・送乗車名目誌 ・運行用契約書
	※自主点検表(新規施設用)別紙 も記入し提出	事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的な訓練を実施していますか。 または実施の予定はありますか。				定期的な訓練が実施されていない。 訓練の予定がない	
		賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えていますか。				賠償すべき事故が発生した場合に、損 害賠償を速やかに行うことができるよう 備えられていない。	
		事故発生時には速やかに当該事実 を都道府県知事に報告しています か。 その体制を整備していますか。				「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日こ成安第142号通知)に基づく報告が行われていない。 体制が整備されていない。	
		事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 その体制を整備していますか。				事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。 体制が整備されていない。	(追加資料) 【過去に事故が発 生したことのある 施設の確認書類】 ・事故報告書
		死亡事故等の重大事故が発生した 施設については、当該事故と同様の 事故の再発防止策及び事故後の検証 結果を踏まえた措置をとっています か。 その体制を整備していますか。			_	死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっていない。 体制が整備されていない。	・事故報言書 ・事故の記録及び その後の対応を記 録した書類

			自己チェック			指導監督基準を	offers from the contract of one of the
指導基準	調査事項	調査内容	扌	旨導監督基準を	<u>.</u>	「満たしていない」	調査時に確認する <u>主な資料</u>
坐 牛			満たす	満たさない	該当なし	と判断する基準	<u> 上 な 良 作 </u>
8	【施設及びサービスに関する内容 の掲示】	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示していますか。				全く掲示していない。	
利用者への情報に		<ul> <li>① 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</li> <li>② 建物その他の設備の規模及び構造</li> <li>③ 施設の名称及び所在地</li> <li>④ 事業を開始した年月日</li> <li>⑤ 開所している時間</li> <li>⑥ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき</li> </ul>				①~⑭の事項について、次のいずれかに該当する。 ・掲示内容が不十分 ・掲示の仕方が不十分 ・掲示する事項が不足	
提供		利用者が立いたことである。 対している では できらある できらある できらある できらある できらある できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき					※目視、聞き取りにより確認
8	【サービス利用者に対する契約内 容の書面による交付】	以下の事項について、利用者に書 面による交付をしていますか。			<u>—</u>	全く交付していない。	
利用者への情報提供		<ol> <li>設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</li> <li>当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>施設の名称及び所在地</li> <li>施設の管理者の氏名</li> <li>当該利用名の氏名</li> <li>当該利用名の日間を受ける場所を受ける場所を受けるのののののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ol>				①~⑧の事項について、次のいずれかに該当する。 ・交付内容が不十分 ・交付の仕方が不十分 ・交付する事項が不足	・利用者に交付する契約に関する書類
	【サービスの利用予定者から申し 込みがあった場合の契約内容等の 説明】	当該サービスを利用するための契 約の内容及びその履行に関する事項 について、適切に説明を行っていま すか。			<u> </u>	説明が行われていない。 説明はされているが、内容が不十分。	・利用者に配布す る資料 (入園案内など)

116 126			自己チェック			指導監督基準を	
指 導基 準	調査事項	調査内容	指導監督基準を		1	「満たしていない」 と判断する基準	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			満たす	満たさない	該当なし	○刊例 9 公宏中	
9	【職員に関する書類等の整備】	職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日				確認できる帳簿等が備えられていな い。	・労働者名簿
備え		等が記載された帳簿が備えられてい、 ますか。				整備内容が不十分。	・賃金台帳 ・雇用、解雇、災 害補償、賃金その
る帳簿		労働基準法等の他法令に基づき、 各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等がありますか。 ・労働者名簿 (労働基準法第107条) ・賃金台帳 (労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その 他労働関係に関する重要な書類の保 存義務 (労働基準法第109条)			_	帳簿の整備状況が不十分	他労働関係に類 ( ※) ・定時書類 ・大学 ・変に類 ・変に類 ・変に ・変に ・変に ・変に ・変に ・変に ・変に ・変に ・変に ・変に
	【在籍(利用)乳幼児に関する書 類等の整備】	在籍(利用)乳幼児及び保護者の 氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍 (利用)記録並びに契約内容等が確				確認できる帳簿等が備えられていない。	・出席簿 ・利用に関する契 ・約書類 ・児童に係る書類
		認できる帳簿等がありますか。				整備内容が不十分。	(※) ※例 ・児童台帳、健康 状態の記録簿、保 護者の連絡先 な

※該当か所に☑をつけてください。 ○園児健康診断計画 定期的な利用のある乳幼児: □有り(下記①、②も記入) □無し(記入不要) ①【年2回の健康診断実施予定月】 月 月 ②【実施方法】 □嘱託医の来園により実施 嘱託医の名称: 所在地: □保護者から健康診断書または有効期限内の母子手帳の写しの提出 《保護者への依頼方法》 複数回答可 □重要事項説明書、パンフレットで周知 □園だより、連絡帳で周知 □掲示で周知 □□頭で周知 〇救急救命講習受講計画 (職員全員の受講が望ましいですが、全員が受講できない場合には講習を受講し た職員が1人以上勤務するように配置してください。) □過去2年以内に受講済み 直近の受講年月日: 年 月  $\Box$ 受講者: ※事故発生時に適切な救命処置ができるよう、定期的な訓練の受講が必要です。 今後も定期的な訓練の受講をお願いします。 □未受講だが、予約済 受講予定日: 年 月  $\Box$ 予約先:

## □今後予約を取り受講予定

受講予定者氏名:

※立入調査の際に実施や予約の確認ができなければ基準を満たさない施設となり、条件付き無償化の対象から外れる事となります。 早急に実施ができる様に受講予約をしてください。